

# 令和5年第7回富山県教育委員会議事日程

6月30日（金）午後1時

県庁4階大会議室

## 1 会議録の承認について

令和5年5月26日開催の令和5年第6回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 報告事項

(1) 臨時代理について（令和5年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件）

教育企画課長から説明した。

(2) 令和6年度富山県公立学校教員採用選考検査志願状況について

教職員課長から説明した。

(3) 臨時代理について（教育職員の人事異動に関する件）

教職員課長から説明した。

(4) 第1回県立高校教育振興検討会議の開催結果について

県立学校課長から説明した。

## 3 今後の教育委員会等の日程について

## 4 議決事項

議案第21号 富山県生涯学習審議会委員任命の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第22号 富山県社会教育委員委嘱の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第23号 富山県いじめ防止対策推進委員会委員任命の件

小中学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

## 5 報告事項

(5) 臨時代理について（令和6年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択の件）

小中学校課長から説明した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第21号から議案第23号および報告事項1件は非公開となりました。

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定により報告します。

令和5年6月30日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子

記

令和5年6月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見聴取のあった令和5年6月富山県議会定例会に付議する事案については、同意するものとする。

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により臨時代理する。

令和5年6月5日

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子

財 第 3 3 号  
令和 5 年 6 月 2 日

富山県教育委員会  
教育長 荻布 佳子 殿

富山県知事 新 田 八 朗



富山県議会に付議する事案に対する意見について

令和 5 年 6 月 富山県議会定例会に付議する次の事案のうち、教育事務に関する部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- ・富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

経営管理部人事課

(杉江主事 内線3265)

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	特殊勤務手当のうち感染症等防疫手当について、国の取扱いに準じて新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講ずる所要の改正を行うもの
2 条例案の内容	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る手当の特例を廃止するとともに、同感染症の変異株等が新型インフルエンザ等に該当することになった際に当該新型インフルエンザ等感染症について感染症対策業務に係る手当を支給できる特例措置を講ずるため、所要の改正を行うもの（附則第10項及び第11項関係）</p> <p>(2) (1)の改正に伴う項ずれの規定整備（附則第12項関係）</p> <p>2 施行期日          公布の日の翌日          ※公布の時期（効果を発動する時期）は、一般の人がその官報を最初に閲覧できた時点とされている（最大判昭22.10.15。別添「判例」のとおり。）          よって、公布の日に午前0時から一般の人が紙で発行した県報を閲覧できるまでの間について、不利益遡及とならないよう、最短の単位で調整したもの</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 改正が必要な条例等及びその対応          特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号） 人事委員会において別途改正</p> <p>2 その他関連について考察すべき条例等          特になし</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第19条 略</p> <p>(感染症等防疫手当)</p> <p>第20条 感染症等防疫手当は、次の各号に掲げる職員がそれぞれ当該各号に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 感染症等の防疫に従事する職員 感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。)の患者若しくは感染症にかかっている疑いのある患者の救護作業、感染症の病原体に付着した物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業又は家畜伝染病(人事委員会規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。)にかかっている家畜若しくは家畜伝染病にかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業その他これに準ずる防疫作業で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) 厚生センターに勤務する保健師である職員 結核患者の家庭訪問指導の業務</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1日につき1,100円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第21条～第54条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p>	<p>第1条～第19条 略</p> <p>(感染症等防疫手当)</p> <p>第20条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>第21条～第54条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p>	

(感染症等防疫手当の特例)

10 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。)に感染するおそれのある区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫手当を支給する。この場合において、第20条の規定は適用しない。

11 前項の手当の額は、作業1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認め作業に従事した場合にあつては、4,000円)とする。

(給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

12 給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に対する第6条第2項、第9条第2項、第21条第2項、第24条第2項又は第39条第2項第5号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「給料月額」とあるのは、

(感染症等防疫手当の特例)

10 第20条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る富山県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。))をいう。)から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫手当を支給する。この場合において、当該手当の額は、作業1日につき4,000円を超えない範囲において人事委員会規則で定める額とする。

(削る。)

(給与条例附則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する特例)

11 同左

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る手当の特例を廃止するとともに、同感染症の変異株等が新型インフルエンザ等に該当することとなつた際に当該感染症対策業務に係る手当を支給できる特例措置を講ずるため、所要の改正を行うもの

項ずれの規定整備

「給料月額と給与条列附則第27項、第29項、第31項又は第32項の  
規定による給料の額との合計額」とする。

議案第 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を次のように改める。

- 10 第20条の規定にかかわらず、職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る富山県新型インフルエンザ等対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫手当を支給する。この場合において、当該手当の額は、作業1日につき4,000円を超えない範囲において人事委員会規則で定める額とする。

附則中第11項を削り、第12項を第11項とする。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。



## 令和6年度富山県公立学校教員採用選考検査 志願状況について

### 1 概要

#### (1) 日程

- ・募集期間 令和5年4月26日(水)～6月9日(金)午後5時00分
- ・1次検査 7月15日(土) 7月16日(日)
- ・2次検査 8月19日(土) 8月20日(日)

#### (2) 採用予定者数 300名程度(A)

〔特別選考「障害者」若干名を含む  
令和6年度採用とならなかった場合に令和7年度採用となる名簿記載Bの人数を含む〕

### 2 志願者数

(1) 志願者総数 848人 (大学3年次での志願者を除くと758人(B))

(2) 志願倍率 = 2.5倍(B/A)

#### (3) 種目別志願者数

種 目	小 学 校		中 学 校 高 等 学 校		特別支援学校A		特別支援学校B		養 護 教 諭		栄 養 教 諭		総 数		
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	
一般選考	195	<b>292</b> (202)	329	<b>339</b>	27	<b>23</b>	18	<b>12</b>	44	<b>53</b>	20	<b>14</b>	633	<b>733(643)</b>	
特別選考	社会人経験A	4	<b>4</b>	14	<b>13</b>	0	<b>1</b>	3	<b>2</b>	2	<b>3</b>	0	<b>1</b>	23	<b>24</b>
	社会人経験B	0	<b>0</b>	3	<b>2</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	3	<b>2</b>
	教職経験	23	<b>13</b>	10	<b>11</b>	3	<b>3</b>	0	<b>0</b>	2	<b>2</b>	0	<b>0</b>	38	<b>29</b>
	特定資格	0	<b>0</b>	6	<b>8</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	6	<b>8</b>
	国際貢献	0	<b>1</b>	0	<b>1</b>	2	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	2	<b>2</b>
	スポーツ実績	-	<b>-</b>	11	<b>7</b>	-	<b>-</b>	-	<b>-</b>	-	<b>-</b>	-	<b>-</b>	11	<b>7</b>
	障害者	1	<b>0</b>	1	<b>0</b>	1	<b>1</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	0	<b>0</b>	3	<b>1</b>
	大学推薦	22	<b>20</b>	11	<b>17</b>	4	<b>5</b>	-	<b>0</b>	-	<b>0</b>	-	<b>0</b>	37	<b>42</b>
計	245	<b>330</b> (240)	385	<b>398</b>	37	<b>33</b>	21	<b>14</b>	48	<b>58</b>	20	<b>15</b>	756	<b>848(758)</b>	
前年比	人数[人]														92(2)
	[%]														12.2(0.3)

( )は大学3年次での志願者数を除いた数字

### <参考>

#### 志願者数の年度別推移

年 度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
志願者数[人]	1,159	1,092	1,105	1,049	929	822	836	754	756	<b>758</b>
採用予定者数[人]	325	310	300	300	300	315	330	330	330	<b>300</b>
倍率[倍]	3.6	3.5	3.7	3.5	3.1	2.6	2.5	2.3	2.3	<b>2.5</b>

(採用予定者数には特別選考を含む)

(R6の志願者数は大学3年次での志願者数を含まない)

臨時代理について（報告）

下記のとおり臨時代理したので、教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）第4条第2項の規定に基づき報告します。

令和5年6月30日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩布 佳子

記

教育職員の人事異動に関する件

以上、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時代理する。

令和5年5月29日

富山県教育委員会

教育長 萩布 佳子

# 教育職員異動

富山県教育委員会

令和五年六月一日付

新	富山市立 上滝中学校 校長
旧	総合教育センター 教育専門員 富山市派遣
氏名	北 嘉 昭

## 第1回県立高校教育振興検討会議の開催結果について

### 1 検討会議の開催

- ・令和5年6月1日（木） 午前9時30分から午前11時まで、県防災危機管理センターにて開催
- ・委員13名出席（うち1名は、オンラインにより出席）
- ・会長は品川委員（(株)トヨタモビリティ富山 代表取締役社長）、副会長は鳥海委員（富山大学 副学長）に決定

### 2 主な意見等

#### (1) これまでの経緯について

- ・委員からの質問事項なし

#### (2) 本会議の検討項目および今後の進め方について

- ・教育目的や教育目標について再度確認し、それを達成するための効果的な教育方法にはどのようなものがあるか、また、それぞれの教育方法や扱う教材に関する適正規模のクラスについて検討できればよい。
- ・県立高校がこれ以上少なくなっていくと通いにくい生徒も出てくる可能性があるため、慎重に議論しなければならない。
- ・現在、勤務する中学校が3学級となり、部活動の運営上も大変課題が多い。少なくとも4学級は必要ではないかと実感している。
- ・小学校での勤務経験から、小中学校におけるキャリア教育は本当に大切なことだと思った。小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学へという進路があるが、自分の進路を実現できる受け皿が大切。どういう学科が大切なのか聞かせてほしい。
- ・報告書に「高校生ファーストで考えるべきではないか」という意見が記されていたが、そういうことを念頭に置きながら、今後10年、20年先の富山県の教育がどうあればよいかを議論していきたい。
- ・これまでたくさんのアンケートをとって分析しているので、生徒が何を求めているのかという観点から、多くの情報を使って検討ができればと思っている。

- ・子ども食堂に来る子どもが、同じ年ごろの子どもの姿を見て学習していく光景がある。教えることは必要だが、見て経験するということが大変重要だと思う。
- ・平均的にダウンサイズしていくだけでは、子どもたちの幸せの総量も減る。それぞれの高校の魅力が高まり、子どもたちの幸せの総量が膨らむような再編であればよい。
- ・中卒予定者数の推移を見ると、私が高校生だった頃がピークになっており、自分の経験が必ずしも、現在に適用できるものではないと思っている。よりよい学校環境を構築できるように一緒に考えていきたい。
- ・報告書に書かれている危機意識からすると、これからのビジョンばかり話をしていても時間がないと感じる。いかに行動を起こしていくか、今はそういう段階にきているのではないか。
- ・自分の夢に向かって力強く、たくましく成長していける学生生活、そして社会に出てからコミュニケーションを上手にとっていけるように、学生生活を通して養っていただける教育をしていただきたい。
- ・コロナ禍で得たものの一つにオンライン授業がある。せっかく得たのだから学校を越えて利用するといった検討などもできればよい。
- ・数合わせではなく、各高校のあり方や特色、スクール・ポリシー、職業教育を含めた役割といったことを踏まえた上で、適正なあり方や規模の両方を幅広い視点から、深く洞察していく必要がある。

### 3 今後の予定

- ・今年度5回程度の開催を予定。
- ・第2回検討会議では、(1) 県立高校の再編に関する学校規模や基準などの基本的な方針について、(2) 県立高校の学科やコースの見直しについて、検討する予定。

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年7月10日(月) 13:00 予定  
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)